

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学再雇用職員に関する就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）に勤務する再雇用職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(関係法令)

第2条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、再雇用職員とは、法人の定年退職者等（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第17条第1号の規定により退職した者若しくは同規則第20条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして第3項で定める者をいう。以下同じ。）のうち、同規則第21条の規定により雇用された者をいう。

2 再雇用職員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 再雇用フルタイム勤務職員 常時勤務を要する職に雇用された者
- (2) 再雇用短時間勤務職員 短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、就業規則第3条第1項に規定する職員（以下「正規職員」という。）の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。）に雇用された者

3 第1項第1号に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものは、次の各号に掲げる者とする。ただし、その者がその者を雇用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りではない。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く）

(規則の遵守)

第4条 法人及び再雇用職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

第2章 人事

(再雇用の方法)

第5条 理事長は、定年退職者等が再雇用を希望した場合には、再雇用職員として雇用する。ただし、就業規則第22条第1項及び第2項に規定する事由に該当する職員に

については、この限りではない。

(雇用期間)

第6条 再雇用職員の雇用期間は、1年以内とし、会計年度を超えてはならない。

2 前項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 再雇用の雇用期間の更新は、職員の当該更新直前の雇用期間における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

4 理事長は、雇用期間の更新を行う場合には、あらかじめ当該再雇用職員の同意を得なければならない。

(雇用期間の末日)

第7条 再雇用を行う場合及び雇用期間の更新を行う場合の雇用期間の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(退職)

第8条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、再雇用職員としての身分を失う。

(1) 雇用期間の末日が到来したとき

(2) 自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき

(3) 休職期間が満了し、復職しないとき

(4) 死亡したとき

第3章 給与及び退職手当

(給与)

第9条 再雇用職員の給与として、給料その他各種手当を支給する。

2 前項の各種手当及び必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の給与に関する規程で定める。

(退職手当)

第10条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

第4章 その他

(業務上の災害等)

第11条 再雇用職員の業務上の災害及び通勤途上における災害については、労基法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他関係法令の定めるところにより、補償を行う。

(社会保険等)

第12条 再雇用職員の社会保険等は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他関係法令に定めるところによる。

(就業規則の準用)

第13条 就業規則のうち第10条(勤務条件の明示)、第16条(休職)、第18条(自己都合による退職手続)、第22条(解雇)、第23条(解雇制限)、第24条(解雇予告)、第25条(退職後の責務)、第26条(退職証明等)、第4章(服務)、第40条(勤務時間等)、第42条(育児休業)、第43条(介護休業)、第45条(表彰)、第46条(懲戒)、第47条(懲戒の種類及び程度)、第48条(研修)、第49条(勤務発明)、第50条(損害賠償)、第51条(安全衛生)、第52条(出張)、第53条(旅費)の規定は、再雇用職員に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県を定年退職した者(定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者(その者がその者を雇用しようとする職に係る定年に達していないときを除く。)を含む。)については、法人に再雇用される場合には、第3条第1項に規定する再雇用職員とみなす。